

1. 商品名	積立投信パック定期預金							
2. 販売対象	<p>① 本商品を積立投資信託（積立月額5万円以上、積立期間5年以上）とあわせて新たにお申し込みいただいた個人および法人のお客さま。</p> <p>② 本商品のお預け入れと、対象となる積立投資信託は同時にお申し込みいただく必要があります。</p> <p>③ 本商品は対象となる積立投資信託の年間の合計積立金額の同額以下でお預け入れいただきます。</p> <p>※ノーロード型投資信託は対象外となります。</p>							
3. 預金種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期 ・ スーパー定期 300 ・ 大口定期預金 <p>※お預け入れ金額に応じて判断いたします。</p>							
4. 期間	6か月							
5. 預入								
(1) 預入方法	一括預け入れ							
(2) 預入金額	60万円以上 ※対象となる積立投資信託の年間合計積立金額が上限となります。							
(3) 預入単位	1円単位							
(4) 預金規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期、スーパー定期 300 自由金利型定期預金規定（M型）によりお預かりします。 ・ 大口定期預金 自由金利型定期預金規定によりお預かりします。 							
6. 払戻方法	満期日に、一括して払い戻しいたします。（自動解約）							
7. 利息								
(1) 適用金利	<p>年1.00%（個人：税引後 年0.79%、法人：税引後 年0.84%） ※小数点第3位以下を切り捨て表示しております。 （例）60万円をお預け入れ時の満期時のお受取利息額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用金利</th> <th>税引前利息</th> <th>お受取利息額 （税引後利息）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年1.0%</td> <td>600,000円×1.0%× 6か月÷12=3,000円</td> <td>個人：3,000円－税金609円=2,391円 法人：3,000円－税金459円=2,541円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*記載例は概算による試算です。 *詳しくは北陸銀行の窓口にお問い合わせください。</p>		適用金利	税引前利息	お受取利息額 （税引後利息）	年1.0%	600,000円×1.0%× 6か月÷12=3,000円	個人：3,000円－税金609円=2,391円 法人：3,000円－税金459円=2,541円
適用金利	税引前利息	お受取利息額 （税引後利息）						
年1.0%	600,000円×1.0%× 6か月÷12=3,000円	個人：3,000円－税金609円=2,391円 法人：3,000円－税金459円=2,541円						
(2) 利払頻度	満期日以降に一括して元金とともに支払います。							
(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算							
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人：20.315% [国税15.315%、地方税5%] の分離課税、マル優 ・ 法人：15.315% [国税15.315%] の法人預金課税、非課税 <p>※平成25年(2013年)1月1日から令和19年(2027年)12月31日までの間は、復興特別所得税が課せられた税率が適用されます。</p>							
8. 手数料	定期預金のお預け入れには不要です。							
9. 付加できる特約事項	なし							
10. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別金利は適用されません。 ・ スーパー定期、スーパー定期 300 							

	<p>自由金利型定期預金規定（M型）の取り扱いによります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口定期預金 <p>自由金利型定期預金規定の取り扱いによります。</p>
11. その他参考となる事項	<p>窓口のみのお取り扱いとなり、インターネットバンキングではお取り扱いできません。</p>
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
13. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。（全額保護の対象ではありません。）